

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	スポーツ振興課
処分の 名称	周南市体育施設使用料徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市体育施設条例第6条
基準規定	周南市体育施設条例第6条;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	スポーツ振興課
処分の 名称	周南市体育施設使用許可の取消し等
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市体育施設条例第9条
基準規定	周南市体育施設条例第9条
処分基準	周南体育施設条例第9条 （許可の取消し等） 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは使用の許可を取り消し、若しくは停止し、又は許可条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害をこうむることがあっても責任を負わない。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 使用許可の条件に違反したとき。 （3） 第5条各号の理由が生じたとき。 （4） その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	